

令和5年度「学校法人河野学園 下関短期大学 ガバナンス・コード」の実施状況の点検、評価

「学校法人河野学園 下関短期大学 ガバナンス・コード」に示している各遵守項目等に対する取組は確実に実施されている。

短期大学は、学内外のさまざまな環境変化に対応できるよう、教授会等を通じて教職員の意見を集約しながら、令和4年(2022年)4月1日に「中期計画(令和4年度～令和8年度)」を策定した。また、学園各学校(短期大学・付属高校・付属第一幼稚園・付属第二幼稚園)の中期計画をベースに「学校法人河野学園 経営改善計画(令和4年度～令和8年度)」を理事会及び評議員会の審議を経て、令和4年(2022年)4月1日に策定した。この経営改善計画においては、特に教学と経営の二点、すなわち教育の質の保証と学園全体の財務の健全化に重点を置いて策定している。さらに、この経営改善計画を着実に遂行するために経営改善計画工程表(ロードマップ)を作成し、学園各学校の数値目標等の達成状況や課題の確認、次年度に向けての計画や取組等について、理事長、短期大学長、付属高等学校長、法人事務局長等からなる校内理事会を中心に協議するなどPDCAサイクルにより進行管理している。

令和2年(2020年)4月1日に策定したガバナンス・コードについては、新たな「中期計画」、「経営改善計画」を策定したこと、令和4年(2022年)8月に第2回目の認証評価を受審したことなどから法人監事の助言も受けガバナンス・コードの一部を改訂し、令和5年(2023年)4月1日付けで改訂版を策定した。

一般財団法人大学・短期大学基準協会による第三者評価(認証評価)は、令和4年8月22日と23日の両日にオンライン形式により行われ、令和5年(2023年)3月10日付けで「本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、『適格』と認める」との評価を得たが、「向上・充実のための課題」や「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘を受けた項目が一部あったことから、理事長並びに学長のリーダーシップのもと改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めているところである。

なお、「学校法人河野学園寄附行為」については、学校法人のガバナンスの強化を主な目的とした改正私立学校法が令和5年(2023年)4月26日に可決成立し、令和7年(2025年)4月1日に施行されることとなり、令和5年(2023年)中には寄附行為作成例も示される予定であることから、今後は作成例を参考にしながら本法人がおかれている現状等も鑑みながら寄附行為を改正し、さらなる学校法人のガバナンス強化に取り組むこととしている。

令和5年11月8日 学校法人河野学園 校内理事会